

患者さん・ご家族の皆様へのご案内

当院は厚生労働省

「特定行為に係る看護師の研修制度」の指定機関です。

【特定行為研修の実施について】

一定の経験を有する看護師が、研修を行います。実習では、あらかじめ患者さん・ご家族の同意を得た上で医師の指導の下、診療の補助（特定行為）を行う場合があります。

【特定看護師による診療の補助について】

特定行為研修を修了し、さらに院内で認定を受けた看護師を当院では特定看護師と呼んでいます。特定看護師は、高い判断力と技能を兼ね備え、医師の判断を待たずに、より高度な診療の補助（特定行為）を行える看護師です。

「特定行為研修」及び「特定看護師による診療の補助」の実施にあたっては、安全に十分配慮して行います。

患者さんはこれを断っても不利益を受けることはありません。
皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

胸元と背中
「特定看護師」が目印です。



患者相談窓口（特定行為に関するご相談、お問い合わせ先）

当院をご利用いただく患者さん及びご家族のみなさまからの、治療や入院生活、医療安全などさまざまなご相談やご意見を受け付けております。お気軽にご利用ください。

時間 : 月曜日～金曜日（祝日を除く平日）9:00～17:00
場所 : 医科棟1階 患者相談室
責任者 : 川崎 つま子患者相談室長

特定行為に関するQ & A

【特定行為研修の実施について】

Q. 「特定行為」とは具体的にどんなことですか？



特定行為とは、診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる38行為です。当院では、以下の22行為について研修を行っています。

- 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
- 侵襲的陽圧換気の設定の変更
- 非侵襲的陽圧換気の設定の変更
- 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
- 人工呼吸器からの離脱
- 気管カニューレの交換
- 低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧設定及びその変更
- 胸腔ドレーンの抜去
- 腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む）
- 中心静脈カテーテルの抜去
- 末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
- 創部ドレーンの抜去
- 直接動脈穿刺法による採血
- 橈骨動脈ラインの確保
- 持続点滴中の高カリウム輸液の投与量の調整
- 脱水症状に対する輸液による補正
- 硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
- 持続点滴中のゲロミンの投与量の調整
- 持続点滴中のナリウム、カリウム又はクロルの投与量の調整
- 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
- 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
- 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整



※特定行為の実施については、「褥瘡又は慢性創傷における血流のない壊死組織の除去」、「創傷に対する陰圧閉鎖療法」を加えた24行為を実施しています。

特定行為に関するQ & A

【特定行為研修の実施について】



Q.特定行為研修に協力するとどんなメリットがありますか？

特定の行為を医師の指示を待たずに患者さんの症状に合わせたタイムリーな医療の提供ができます。患者さんの苦痛の軽減を早期に図ることができ、患者さんやご家族に対して看護師の視点で説明を行う事ができます。

Q.特定行為研修をするときは事前にどのように告知されますか？

事前に診療に係る医師、看護師よりご本人またはご家族へ説明をいたします。また、これを断っても患者さんは不利益を受けることはありません。不安な点等ございましたら、担当医師、看護師までご相談ください。

Q.特定行為研修を受ける看護師の要件はありますか？

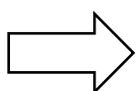
原則として当院での実務経験が5年以上で、看護実践能力及びマネジメント能力が優れており、所属部署の看護師長の推薦がある者が特定行為研修を受講することができます。

Q.特定行為研修生や特定看護師はどうやって識別すればよいですか？

特定行為研修生は、実習の際に「**特定行為研修実習生**」と書かれたネームプレートが胸元につけています。特定看護師は、胸元と背中に「**特定看護師**」とプリントされたスクラブを着用しています。



特定行為及び特定行為研修についての詳細はこちら



[看護師の特定行為研修制度ポータルサイト \(nurse.or.jp\)](https://nurse.or.jp)